

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

(イ)第41条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

(a) 新築されたもの

(b) 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

(c) 新築されたもの

(d) 建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

(e) 新築されたもの

(f) 建築後使用されたことのないもの

(ロ)第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)

の規定に基づき、下記の家屋 { 年 月 日 { (ハ)新築 (ニ)取得 } } が

この規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	児玉郡神川町大字
申請者の氏名	
家屋の所在地	児玉郡神川町大字
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1)売買 (2)競落
備考	

令和 年 月 日
神役税証第 号

児玉郡神川町長 櫻澤 晃